

要 望 書

平成 22 年 4 月 24 日

最高裁判所 御中

親子ネットNAGANO
代表：堤 則昭
〒399-9301
長野県北安曇郡白馬村北城
829-85

私たち、自由な交流の機会を奪われている親子の団体は、以下の事項を、最高裁判所に要望します。

要望事項

1. 子どもに、両親の離婚後も、両親と自由に交流できる十分な権利を保障してください。
2. 係争の当事者が両親だとしても、離婚に係る親子の問題については、その影響を免れることのできない、最も弱い立場の子どもの目線に立って、子どもにとっての本来のより自然な状態の維持ができるよう配慮してください。
3. 司法の判決によって、平等かつ自然な親子の絆が損なわれることの無いような運用をしてください。
4. これ以上、子どもがあたかも物であるかのような、「取った者勝ち」が横行しないようにしてください。
5. 子どもの権利を蔑ろにする者に対しては、親としての資質を問うべく毅然とした対応をしてください。

理由

過去の数多の離婚に関わる係争の例から明らかなように、両親の離婚後の親子の交流については、子どもにとって自由かつ平等とは言えません。

両親の間に生まれ、自分を愛すべき両親がいるにもかかわらず、離婚といった、子どもには一切関係のない事件によって、子どもは自然に得られたらろう両親からの愛情を、普通に得る機会を失います。

はじめは父母間の葛藤であっても、最終的には司法がその一方に偏った権利を認めることによって、子どもは両親に自由かつ平等愛される機会を一方的に奪われるのです。

それはあたかも、シーソーの一方を重くすることによって安定を図るかのようです。

しかし、子どもの育成にとっては、自分を愛すべき両親に等しく愛される環境が何よりも必要であることは間違いのないところでしょう。

シーソーの一方を重くすることによって安定させても、子どもは『大きくなる』でしょう。

しかし、それは本来、自然に持っていたはずの権利、欲求である「両親を愛したい」、「両親に愛されたい」を抑圧した結果のものであることから、子どもが健康に『成長』できるとは言い難いことは明らかです。

確かに、係争の当事者が両親ではあることから、「収める」とか、「決着」とかをさせなければならないのだとしたら、シーソーの一方を重くすることによって安定させることも止む無からう点は理解できます。

しかし、離婚に係る親子の問題については、意思を主張することもできないにもかかわらず、その影響を免れることのできない、もっとも弱い立場の子どもの目線に立って、子どもが得られたはずの、本来のより自然な状態を維持できるようにする配慮は欠くべきではないと考えます。

それこそが真の『子どもの福祉』なのではないでしょうか。

その権利を最終的に司法が奪ってしまっているという現実を、私たち、自由な交流の機会を奪われている親子は看過できません。

子どもの権利条約第9条2に、「1の規定に基づきいかなる手続きにおいても、その手続きに参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。」とあるにもかかわらず、現実に「手続きに参加しかつ自己の意見を述べる機会」が与えられることはほとんどありません。

最終的に子どもを匿っている者に有利に、シーソーの一方を重くすることによって安定を図る判定があるからこそ、子どもは連れ去ることができる幼少の時期に連れ去られます。

その時点では未成熟であることを理由に、子どもにはほとんど「手続きに参加しかつ自己の意見を述べる機会」は与えられません。

そして、忠誠葛藤と洗脳により子どもが自由な意思を表現できなくなるほどに引き

離されて成長し、そこでやっと「自己の意見を述べる機会」を与えられるのです。

これが現状であることから、真の「子どもの福祉」を守る意味での、生得の、本来の欲求に準じた「自己の意見を述べる機会」は与えられていないと言えましょう。

そのことから、家庭裁判所においては、子どもへの監護親の影響を考慮したうえ、その正当な真意を、権威ある心理学的手法によって、子どもに心理的負担を与えないように、子どもの生得の、本来の欲求に準じた自己の意見を聴取し、かつ重視し、子どもの将来に渡る人格形成に資するため、アカデミックな権威ある専門理論から判断を汲み取る機会を設けることは急務だと考えます。

そして、子どもの権利条約第9条3に、「父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」とあるにもかかわらず、裁判所の実務では、非親権者と子どもとの面会は、シーソーの一方を重くすることによって安定を図る判定により、親権者のさじ加減となっています。

これは、離婚に発展するほどの高葛藤下の、子どもを拉致してまで手にしようとする環境下において、シーソーの一方を重くすることによって安定を図る判定は、結果として子どもから、一方の親との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を奪うこととなっています。

そんな判決においても、多くの場合は子どもの権利条約第9条3に反しないと云われます。

しかし、その判決によって不利益を被ることとなった親子はそうは感じていません。監護親の意向で決められる面会交流や、交渉手段として子どもとの面会交流を利用することが、「父母のいずれとも及び直接の接触を維持する権利」を保障していることになるのでしょうか。

よく言う、一月に数時間の面会が確実におこなわれたのならば「定期的」には反しないのかも知れませんが、親子の日常的な「人的な関係」の観点から見ても、第9条3に反しないとすれば、世の常識はそれを認めないでしょうし、男女共同参画の精神からも大きく逸脱するものでしょう。

親と子が愛したい、愛されたいその欲求は、自然発生的生得のものであって、倫理的にも最も尊いものです。

生まれてきた人間にとって、自分を愛する両親に愛されることは、何ものにも替え難い最善の利益であることは異論のないところでしょう。

ゆえに、法は崇高な精神の元、この「幸せ」を全力を挙げて守るべきものと考えます。

然るに現状はいかがでしょうか。

司法の決定により、子どもから、そして一方の親からその「幸せ」は奪い取られています。

相思相愛で求め合っている親子もその意に反して、思うような面会交流ができていません。

こうした環境を強いる親に権限を与え、その権限を保障してしまっているのが今の司法の実態なのです。

もしかしたら、この現状は判定時点での想定外なのかもしれません。

だとするならば、想定どおりの運用ができない親、己の意を優先し、子どもを私物化し、子どもの権利、幸せについて慮れない親に対しては、真の「子どもの福祉」から、親権者の変更等、毅然としたしかるべき判断も期待されるべきところでもあります。

子どもにとっては、体は大きくなれたとしても、両親の愛情を十分に得られずして「成長」してしまった不幸は、間違いなく監護親による虐待なのです。

そして、そんな監護親は司法の決定によってこうした養育を認められていると考えているのです。

私たちは、後世の子孫のために、平和で幸福な社会が築かれることを願う立場から、司法の決定の意に反して、親子の絆が危ぶまれている現状を訴えます。

そして、昨今の離婚率増加の元でも、子どもが両親との自由な交流の機会を奪われることなく、崇高で何人も犯すべからざる、子どもの、『自分を愛する両親に愛される』という何ものにも替え難い、最善の利益を得る機会を、司法により奪われることのないよう、要望するものです。